



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 10 月 14 日 (木曜日) 第 246 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定…………… (総務課) 1	頁
○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 1	
○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更…………… (“) 2	
○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (“) 2	
○保安林の指定予定の通知 (2件) …………… (“) 2	

○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 3	
○道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (3件) …………… (“) 3	
○道路の占用を制限する区域の指定 (2件) …… (“) 4	
○土砂災害警戒区域の指定の解除 (2件) …………… (砂防課) 4	
○土砂災害警戒区域の指定 (2件) …………… (“) 5	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 8	

公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 10	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …………… (“) 11	
○公共測量の実施の通知…………… (管理課) 11	
○落札者等の公告…………… 11	

病 院 局 公 告

○落札者等の公告…………… 11	
------------------	--

告 示

宮崎県告示第 772号

宮崎県情報公開条例 (平成11年宮崎県条例第36号) 第24条の2第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県情報公開条例第24条の2第1項に規定する出資法人の指定 (令和2年宮崎県告示第1000号) は、廃止する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 一般社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第 773号

宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号) 第50条第1項に規定する出資法人を次のとおり指定する。

なお、宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定 (令和2年宮崎県告示第1001号) は、廃止する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県道路公社

- 公益財団法人宮崎県立芸術劇場
- 公益財団法人宮崎県移植推進財団
- 一般社団法人宮崎県林業公社
- 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
- 公益財団法人宮崎県産業振興機構
- 公益財団法人宮崎県国際交流協会
- 公益社団法人宮崎県農業振興公社
- 一般財団法人宮崎県内水面振興センター
- 一般財団法人宮崎県水産振興協会
- 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
- 公益財団法人宮崎県暴力追放センター

宮崎県告示第 774号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
国武薬局小林店	小林市駅南 279番地	令和3年8月31日
あいこう歯科	延岡市緑ヶ丘1丁目1-11	令和3年9月20日

宮崎県告示第 775号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
国武薬局小林店	小林市駅南 279番地	令和3年9月1日

宮崎県告示第 776号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
有限会社 丘の上 薬局瀬の口店	延岡市瀬之口町1丁目4-11M H B U I L D 1 F 西側

2 届出事項

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
延岡市瀬之口町1丁目4-11瀬の口ビル1F西側	延岡市瀬之口町1丁目4-11M H B U I L D 1 F 西側	令和3年9月10日

宮崎県告示第 777号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字長迫2857、2859から2862まで、2863-1から2863-4まで、2864、字迫田3084、3085-1、3085-2、3086、3087、3088-3、3090、3094-6、3094-10

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 778号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字細目6424-1から6424-3まで、6425-2、6425-3、6425-29、6425-31、6430-10、6430-15、6430-16、6430-18、6467-1、6467-3、6467-5、6475-2、6476-10、6476-11、6476-13、6476-16から6476-18まで、6476-21、6494-65、6494-74

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 779号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 小林市東方字城ヶ迫1046-61

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字城ヶ迫1046-61（次の図に示す部分に限る。）
- イ 次の森林については、主伐は択伐による。字城ヶ迫1046-61（次の図に示す部分に限る。）
- ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興

局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 780号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字田無瀬 139-4、139-12、139-13、139-36、139-38、139-39
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字田無瀬 139-13・139-36（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、139-38、139-39

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 781号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字田無瀬 139-36、139-39
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 782号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字市木字磯平8893番2地先から同市同大字同字8893番4地先まで	旧	22.0～37.9	63.0
				新	26.4～48.3	63.0

宮崎県告示第 783号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
40	県道	都農綾線	東諸県郡国富町大字八代北俣字粗木原1787番5地先から同郡同町大字八代南俣字大浦3304番1地先まで	旧	6.0～18.0	1,039.0
				新	6.0～30.0	1,039.0

宮崎県告示第 784号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字市木字池之下8401番14地先から同市同大字字	令和3年10月16日

磯平8893番
2地先まで

宮崎県告示第 785号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾線	東諸県郡国富町大字八代北俣字初木原1787番5地先から同郡同町大字八代南俣字大浦3304番1地先まで	令和3年10月14日

宮崎県告示第 786号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
438	県道	北方南郷線	串間市大字秋山字焼山926番10地先から同市同大字同字916番7地先まで	令和3年10月14日

宮崎県告示第 787号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4401番1地先から同郡同町同大字同字4401番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年10月29日

宮崎県告示第 788号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年10月14日から同年同月28日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	西臼杵郡高千穂町大字押方字花ノ群4334番1地先から同郡同町同大字同字4349番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年10月29日

宮崎県告示第 789号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 956号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	城屋敷川2	11- 441- 1 - 013	土 石 流
	板 屋	I - 1 - 1820	急傾斜地の崩壊
	稗の上1	II - 1 - 8177	急傾斜地の崩壊
	中 山 1	II - 1 - 8178	急傾斜地の崩壊
	中 山 2	II - 1 - 8180	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 790号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第 338号、平成19年宮崎県告示第 956号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	波 帰	II - 1 - 2027	急傾斜地の崩壊
	久 保	II - 1 - 2021	急傾斜地の崩壊
	半蔵谷川	11- 443- 1 - 901	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 791号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の 溪 流 番 号 又 は 箇 所 番 号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	岩戸秋元	42- 3	地 滑 り
	桜 町	42- 4	地 滑 り

大内1	42- 5	地 滑 り
大内2	42- 6	地 滑 り
石 原	42- 9	地 滑 り
黒仁田	42-10	地 滑 り
下鶴川1	11- 441- 1 - 010	土 石 流
汗ノ迫川	11- 441- 1 - 011	土 石 流
公崎森川	11- 441- 1 - 012	土 石 流
城屋敷川2	11- 441- 1 - 013	土 石 流
城屋敷川1	11- 441- 1 - 014	土 石 流
高畑川	11- 441- 1 - 019	土 石 流
大内川1	11- 441- 1 - 020	土 石 流
高野平川	11- 441- 1 - 046	土 石 流
陳内川-1	11- 441- 1 - 047	土 石 流
上広木野川 2	11- 441- 1 - 048	土 石 流
上広木野川 1	11- 441- 1 - 049	土 石 流
聖川川	11- 441- 1 - 050	土 石 流
石原川	11- 441- 1 - 053	土 石 流
徳源寺川2	11- 441- 1 - 054	土 石 流
下阿床川	11- 441- 1 - 055	土 石 流
下阿床川2	11- 441- 1 - 056	土 石 流
上阿床川1	11- 441- 1 - 057	土 石 流
堂園川	11- 441- 1 - 058	土 石 流
猿伏川	11- 441- 1 - 060	土 石 流
下鶴川2	11- 441- 2 - 003	土 石 流
中山川	11- 441- 2 - 004	土 石 流
牧ノ内川	11- 441- 2 - 005	土 石 流

大内川 2	11- 441- 2 - 015	土 石 流	猿 伏	I - 1 - 1846	急傾斜地の崩壊
日平川	11- 441- 2 - 016	土 石 流	宮尾野 (2)	I - 1 - 1847	急傾斜地の崩壊
浜野嶽川	11- 441- 2 - 036	土 石 流	宮尾野(2)- 新①	I - 1 - 1847- 新①	急傾斜地の崩壊
井野上川	11- 441- 2 - 037	土 石 流	埋 立	I - 1 - 1849	急傾斜地の崩壊
山野脇川	11- 441- 2 - 038	土 石 流	尾 の 上	I - 1 - 1850	急傾斜地の崩壊
徳源寺川 1	11- 441- 2 - 039	土 石 流	宮尾野 (1)	I - 1 - 1852	急傾斜地の崩壊
上阿床川 2	11- 441- 2 - 040	土 石 流	長 崎	I - 1 - 1853	急傾斜地の崩壊
大 内	I - 1 - 1819	急傾斜地の崩壊	長崎-新①	I - 1 - 1853- 新①	急傾斜地の崩壊
板 屋	I - 1 - 1820	急傾斜地の崩壊	皇 子 (2)	I - 1 - 1856	急傾斜地の崩壊
臼 崎	I - 1 - 1821	急傾斜地の崩壊	御 塩 井	I - 1 - 1861	急傾斜地の崩壊
臼崎-新①	I - 1 - 1821- 新①	急傾斜地の崩壊	松 の 原	I - 1 - 1862	急傾斜地の崩壊
塚 野	I - 1 - 1838	急傾斜地の崩壊	田 口 野	I - 1 - 1863	急傾斜地の崩壊
塚野-新①	I - 1 - 1838- 新①	急傾斜地の崩壊	日 陰	I - 1 - 1864	急傾斜地の崩壊
塚野-新②	I - 1 - 1838- 新②	急傾斜地の崩壊	仲 谷	I - 1 - 1868	急傾斜地の崩壊
高 野 平	I - 1 - 1839	急傾斜地の崩壊	仲谷-新①	I - 1 - 1868- 新①	急傾斜地の崩壊
高野平-新 ①	I - 1 - 1839- 新①	急傾斜地の崩壊	水 ヶ 崎	I - 1 - 1869	急傾斜地の崩壊
広 木 野	I - 1 - 1840	急傾斜地の崩壊	皇 子 (3)	I - 1 - 2256	急傾斜地の崩壊
広木野-新 ①	I - 1 - 1840- 新①	急傾斜地の崩壊	田口野団地	I - 1 - 2257	急傾斜地の崩壊
下 阿 床	I - 1 - 1841	急傾斜地の崩壊	戸 の 鼻	I - 1 - 3733	急傾斜地の崩壊
上 阿 床	I - 1 - 1842	急傾斜地の崩壊	市 の 堀	I - 1 - 3734	急傾斜地の崩壊
上阿床-新 ①	I - 1 - 1842- 新①	急傾斜地の崩壊	市の堀-新 ①	I - 1 - 3734- 新①	急傾斜地の崩壊
堂 園	I - 1 - 1843	急傾斜地の崩壊	市の堀-新 ②	I - 1 - 3734- 新②	急傾斜地の崩壊
横 手	I - 1 - 1844	急傾斜地の崩壊	十社の森- 新①	I - 1 - 3735- 新①	急傾斜地の崩壊
山 川	I - 1 - 1845	急傾斜地の崩壊	神 殿 十 社	I - 1 - 3736	急傾斜地の崩壊
山川-新①	I - 1 - 1845- 新①	急傾斜地の崩壊	日 頭 原 下	I - 1 - 3737	急傾斜地の崩壊

妻恋坂-新①	I-1-3738-新①	急傾斜地の崩壊	成木-2	II-1-8106	急傾斜地の崩壊
曙町	I-1-3739	急傾斜地の崩壊	成木-2-新①	II-1-8106-新①	急傾斜地の崩壊
竹の迫-1	I-1-3757	急傾斜地の崩壊	成木-2-新②	II-1-8106-新②	急傾斜地の崩壊
水ヶ崎-1	I-1-3758	急傾斜地の崩壊	成木-2-新③	II-1-8106-新③	急傾斜地の崩壊
長崎-1	I-1-3759	急傾斜地の崩壊	池ノ川-1	II-1-8107	急傾斜地の崩壊
尾迫原	I-2-0090	急傾斜地の崩壊	池ノ川-1-新①	II-1-8107-新①	急傾斜地の崩壊
第一神生(1)	I-2-0091	急傾斜地の崩壊	池ノ川-2	II-1-8108	急傾斜地の崩壊
城ノ平	I-2-0100	急傾斜地の崩壊	上阿床(2)	II-1-8109	急傾斜地の崩壊
刈干	I-2-0101	急傾斜地の崩壊	堂園-1	II-1-8110	急傾斜地の崩壊
漆野	II-1-8046	急傾斜地の崩壊	長畑	II-1-8111	急傾斜地の崩壊
岩下-1	II-1-8047	急傾斜地の崩壊	柿木水流-1	II-1-8112	急傾斜地の崩壊
上広木野-1	II-1-8048	急傾斜地の崩壊	柿木水流-2	II-1-8113	急傾斜地の崩壊
上広木野-2	II-1-8049	急傾斜地の崩壊	柿木水流-4	II-1-8115	急傾斜地の崩壊
上広木野-3	II-1-8050	急傾斜地の崩壊	吾平原	II-1-8125	急傾斜地の崩壊
麦平	II-1-8074	急傾斜地の崩壊	上原	II-1-8128	急傾斜地の崩壊
板屋-1	II-1-8076	急傾斜地の崩壊	田口野-1	II-1-8176	急傾斜地の崩壊
日平-1	II-1-8077	急傾斜地の崩壊	稗の上-1	II-1-8177	急傾斜地の崩壊
尾向-1	II-1-8079	急傾斜地の崩壊	中山-1	II-1-8178	急傾斜地の崩壊
尾向-2	II-1-8080	急傾斜地の崩壊	稗の上-2	II-1-8179	急傾斜地の崩壊
尾向-4	II-1-8082	急傾斜地の崩壊	稗の上-2-新①	II-1-8179-新①	急傾斜地の崩壊
竹の迫	II-1-1834	急傾斜地の崩壊	中山-2	II-1-8180	急傾斜地の崩壊
第一神生(2)	II-1-1860	急傾斜地の崩壊	椎屋谷-1	II-1-8181	急傾斜地の崩壊
丸小野	II-1-1867	急傾斜地の崩壊	中山-3	II-1-8182	急傾斜地の崩壊
徳源寺	II-1-8104	急傾斜地の崩壊			
成木-1	II-1-8105	急傾斜地の崩壊			

椎屋谷-2	II-1-8183	急傾斜地の崩壊
丸小野-1	II-1-8184	急傾斜地の崩壊
丸小野-2	II-1-8185	急傾斜地の崩壊
丸小野-2 -新①	II-1-8185-新①	急傾斜地の崩壊
水ヶ崎-2	II-1-8186	急傾斜地の崩壊
水ヶ崎-3	II-1-8187	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 792号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
五ヶ瀬町	半蔵谷川	11-443-1-901	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 793号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	下鶴川1	11-441-1-010	土石流
	城屋敷川1	11-441-1-014	土石流
	高畑川	11-441-1-019	土石流
	高野平川	11-441-1-046	土石流
	陳内川-1	11-441-1-047	土石流

上広木野川 1	11-441-1-049	土石流
聖川川	11-441-1-050	土石流
石原川	11-441-1-053	土石流
徳源寺川2	11-441-1-054	土石流
下阿床川	11-441-1-055	土石流
下阿床川2	11-441-1-056	土石流
上阿床川1	11-441-1-057	土石流
堂園川	11-441-1-058	土石流
猿伏川	11-441-1-060	土石流
下鶴川2	11-441-2-003	土石流
中山川	11-441-2-004	土石流
牧ノ内川	11-441-2-005	土石流
大内川2	11-441-2-015	土石流
日平川	11-441-2-016	土石流
浜野嶽川	11-441-2-036	土石流
井野上川	11-441-2-037	土石流
山野脇川	11-441-2-038	土石流
徳源寺川1	11-441-2-039	土石流
上阿床川2	11-441-2-040	土石流
大内	I-1-1819	急傾斜地の崩壊
板屋	I-1-1820	急傾斜地の崩壊
臼崎	I-1-1821	急傾斜地の崩壊
臼崎-新①	I-1-1821-新①	急傾斜地の崩壊
塚野	I-1-1838	急傾斜地の崩壊
塚野-新①	I-1-1838-新①	急傾斜地の崩壊
塚野-新②	I-1-1838-新②	急傾斜地の崩壊

高野平	I-1-1839	急傾斜地の崩壊	仲谷-新①	I-1-1868-新①	急傾斜地の崩壊
高野平-新①	I-1-1839-新①	急傾斜地の崩壊	水ヶ崎	I-1-1869	急傾斜地の崩壊
広木野	I-1-1840	急傾斜地の崩壊	皇子(3)	I-1-2256	急傾斜地の崩壊
広木野-新①	I-1-1840-新①	急傾斜地の崩壊	田口野団地	I-1-2257	急傾斜地の崩壊
下阿床	I-1-1841	急傾斜地の崩壊	戸の鼻	I-1-3733	急傾斜地の崩壊
上阿床	I-1-1842	急傾斜地の崩壊	市の堀	I-1-3734	急傾斜地の崩壊
上阿床-新①	I-1-1842-新①	急傾斜地の崩壊	市の堀-新①	I-1-3734-新①	急傾斜地の崩壊
堂園	I-1-1843	急傾斜地の崩壊	市の堀-新②	I-1-3734-新②	急傾斜地の崩壊
横手	I-1-1844	急傾斜地の崩壊	十社の森-新①	I-1-3735-新①	急傾斜地の崩壊
山川	I-1-1845	急傾斜地の崩壊	神殿十社	I-1-3736	急傾斜地の崩壊
山川-新①	I-1-1845-新①	急傾斜地の崩壊	日頭原下	I-1-3737	急傾斜地の崩壊
猿伏	I-1-1846	急傾斜地の崩壊	曙町	I-1-3739	急傾斜地の崩壊
宮尾野(2)	I-1-1847	急傾斜地の崩壊	竹の迫-1	I-1-3757	急傾斜地の崩壊
宮尾野(2)-新①	I-1-1847-新①	急傾斜地の崩壊	水ヶ崎-1	I-1-3758	急傾斜地の崩壊
埋立	I-1-1849	急傾斜地の崩壊	長崎-1	I-1-3759	急傾斜地の崩壊
尾の上	I-1-1850	急傾斜地の崩壊	第一神生(1)	I-2-0091	急傾斜地の崩壊
宮尾野(1)	I-1-1852	急傾斜地の崩壊	城ノ平	I-2-0100	急傾斜地の崩壊
長崎	I-1-1853	急傾斜地の崩壊	刈干	I-2-0101	急傾斜地の崩壊
長崎-新①	I-1-1853-新①	急傾斜地の崩壊	漆野	II-1-8046	急傾斜地の崩壊
皇子(2)	I-1-1856	急傾斜地の崩壊	岩下-1	II-1-8047	急傾斜地の崩壊
御塩井	I-1-1861	急傾斜地の崩壊	上広木野-1	II-1-8048	急傾斜地の崩壊
松の原	I-1-1862	急傾斜地の崩壊	上広木野-2	II-1-8049	急傾斜地の崩壊
田口野	I-1-1863	急傾斜地の崩壊	上広木野-3	II-1-8050	急傾斜地の崩壊
日陰	I-1-1864	急傾斜地の崩壊	麦平	II-1-8074	急傾斜地の崩壊
仲谷	I-1-1868	急傾斜地の崩壊			

板屋 - 1	II - 1 - 8076	急傾斜地の崩壊
日平 - 1	II - 1 - 8077	急傾斜地の崩壊
尾向 - 1	II - 1 - 8079	急傾斜地の崩壊
尾向 - 2	II - 1 - 8080	急傾斜地の崩壊
尾向 - 4	II - 1 - 8082	急傾斜地の崩壊
竹の迫	II - 1 - 1834	急傾斜地の崩壊
第一神生(2)	II - 1 - 1860	急傾斜地の崩壊
丸小野	II - 1 - 1867	急傾斜地の崩壊
徳源寺	II - 1 - 8104	急傾斜地の崩壊
成木 - 1	II - 1 - 8105	急傾斜地の崩壊
成木 - 2	II - 1 - 8106	急傾斜地の崩壊
成木 - 2 - 新①	II - 1 - 8106 - 新①	急傾斜地の崩壊
成木 - 2 - 新②	II - 1 - 8106 - 新②	急傾斜地の崩壊
成木 - 2 - 新③	II - 1 - 8106 - 新③	急傾斜地の崩壊
池ノ川 - 1	II - 1 - 8107	急傾斜地の崩壊
池ノ川 - 1 - 新①	II - 1 - 8107 - 新①	急傾斜地の崩壊
池ノ川 - 2	II - 1 - 8108	急傾斜地の崩壊
上阿床(2)	II - 1 - 8109	急傾斜地の崩壊
堂園 - 1	II - 1 - 8110	急傾斜地の崩壊
長畑	II - 1 - 8111	急傾斜地の崩壊
柿木水流 - 1	II - 1 - 8112	急傾斜地の崩壊
柿木水流 - 2	II - 1 - 8113	急傾斜地の崩壊
柿木水流 - 4	II - 1 - 8115	急傾斜地の崩壊
吾平原	II - 1 - 8125	急傾斜地の崩壊

上原	II - 1 - 8128	急傾斜地の崩壊
田口野 - 1	II - 1 - 8176	急傾斜地の崩壊
稗の上 - 1	II - 1 - 8177	急傾斜地の崩壊
中山 - 1	II - 1 - 8178	急傾斜地の崩壊
稗の上 - 2	II - 1 - 8179	急傾斜地の崩壊
稗の上 - 2 - 新①	II - 1 - 8179 - 新①	急傾斜地の崩壊
椎屋谷 - 1	II - 1 - 8181	急傾斜地の崩壊
中山 - 3	II - 1 - 8182	急傾斜地の崩壊
椎屋谷 - 2	II - 1 - 8183	急傾斜地の崩壊
丸小野 - 1	II - 1 - 8184	急傾斜地の崩壊
丸小野 - 2	II - 1 - 8185	急傾斜地の崩壊
丸小野 - 2 - 新①	II - 1 - 8185 - 新①	急傾斜地の崩壊
水ヶ崎 - 2	II - 1 - 8186	急傾斜地の崩壊
水ヶ崎 - 3	II - 1 - 8187	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び宮崎県西臼杵支庁に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、向山土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	坂本建二郎	西臼杵郡高千穂町大字向山3181番地2

(任期:令和4年8月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	飯 干 高 徳	西臼杵郡高千穂町大字向山3235番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、蓼池土地改良区（三股町）から令和3年8月30日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から令和3年9月14日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について、都城市長から次のとおり通知があった。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（MMSによる画像データ・レーザ点群データ計測）
- 2 作業地域
都城市の一部
- 3 作業期間
令和3年10月5日から令和4年3月31日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
立型マシニングセンター 2台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
大栄機工有限会社 宮崎市吉村町久保田甲 912番地1
- 5 落札金額
36,856,600円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月19日

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年10月14日

県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立宮崎病院本館等清掃業務一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
- 3 落札者を決定した日
令和3年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社文化コーポレーション 宮崎市生目台西3丁目4番地2
- 5 落札金額
308,000,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和3年8月12日

--	--